

現在の松江市の都市計画の適用状況 (松江圏:線引き 宍道:非線引き)

○都市計画区域外
都市計画区域以外の区域。
1ha未満の開発は許可不要。

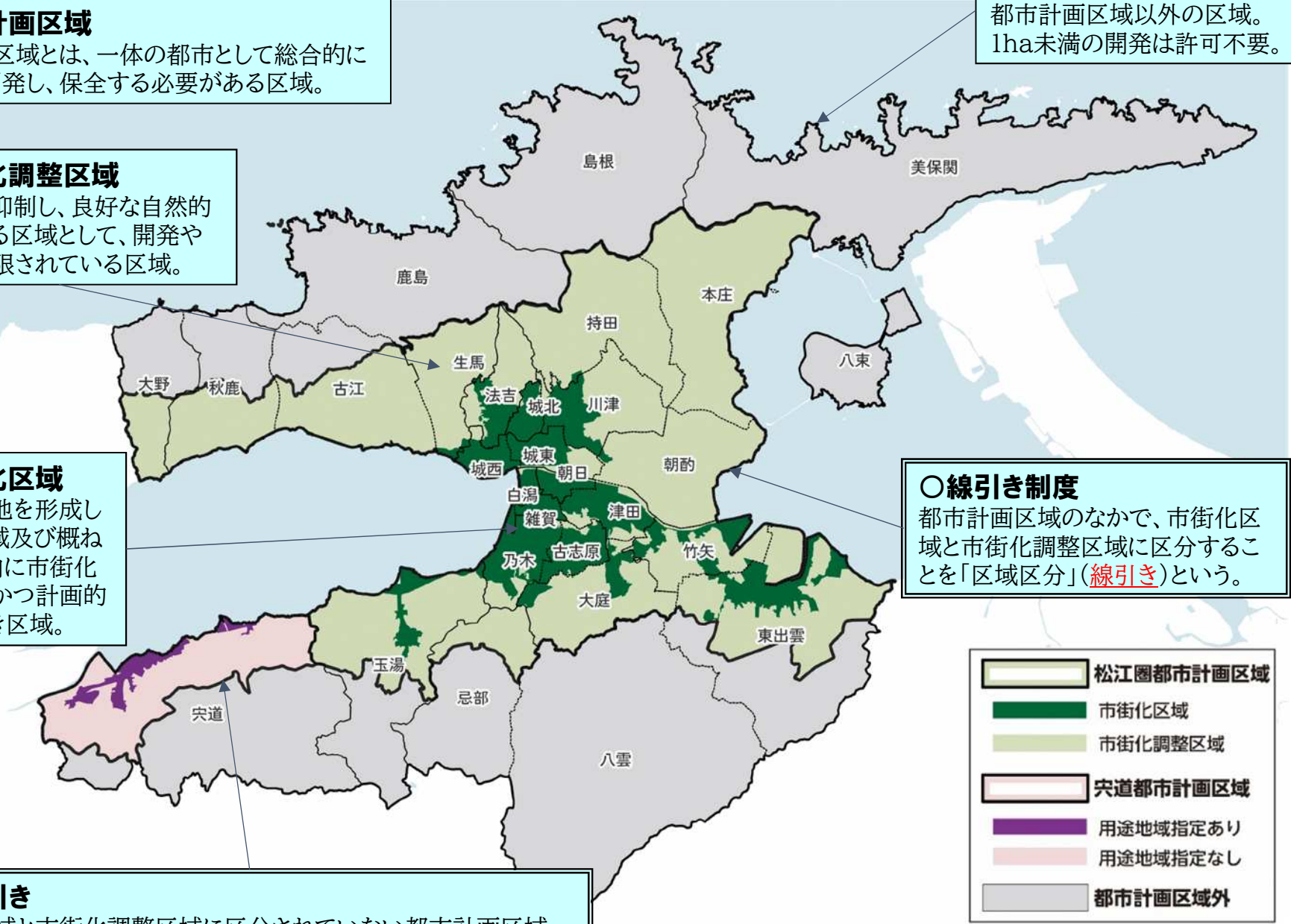
○都市計画区域
都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域。

○市街化調整区域
市街化を抑制し、良好な自然的環境を守る区域として、開発や建築が制限されている区域。

○市街化区域
既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に市街化を優先的かつ計画的に図るべき区域。

○線引き制度
都市計画区域のなかで、市街化区域と市街化調整区域に区分することを「区域区分」(**線引き**)という。

○非線引き
市街化区域と市街化調整区域に区分されていない都市計画区域。



| | |
|--|-----------|
| | 松江圏都市計画区域 |
| | 市街化区域 |
| | 市街化調整区域 |
| | 宍道都市計画区域 |
| | 用途地域指定あり |
| | 用途地域指定なし |
| | 都市計画区域外 |